

屋外広告物沿道景観地区の指定及び屋外広告物沿道景観地区掲出基準の決定

平成13年3月21日
三重県告示第137号

改正 平成18年3月28日三重県告示第278号 平成19年1月9日三重県告示第16号

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区を指定し、条例第8条の2第1項の規定により屋外広告物沿道景観地区基本方針及び同掲出基準を次のとおり定めます。

1 屋外広告物沿道景観地区の名称

紀北屋外広告物沿道景観地区

2 屋外広告物沿道景観地区の区域

国道42号の大紀町と紀北町との境から尾鷲市と熊野市との境まで（道路端から100メートル。ただし、家屋連担地域は、30メートルの区域内とします。）

3 屋外広告物沿道景観地区基本方針の概要

(1) 基本構想

本県は、山々や海、川など県土の1/3以上を占める自然公園に象徴されるように、豊かな自然に恵まれ、全国に誇れる美しい景観をかたちづくっています。また、山あいの集落や海沿いの漁村などでは、田園風景など自然のなかに人々の営みがうかがえ、特色ある景観が作り出されています。

東紀州地域は熊野灘や紀伊山地など、海や山々の美しい自然景観に恵まれており、その一部は吉野熊野国立公園として指定されています。これらから得られる美しい景観は、県民はもちろんのこと、観光などで本県を訪れる人々にとっても貴重な資源です。

平成12年2月に策定された尾鷲生活創造圏ビジョンでは、基本テーマ「集客交流による地域の活性化」とし、基本目標を「魅力ある集客交流圏づくり」としています。そして、基本目標を実現するために9つの「取り組みの方向」を設定し、住民と行政の協働により尾鷲生活創造圏づくりを推進しています。

尾鷲生活創造圏が目指すのは、訪れた人の心を癒す地域です。地域にある海、山、川の豊かな自然、熊野古道に代表される歴史・文化的遺産等の地域資源を最大限に活用した体験型の「集客交流」を目指しています。それには、そこに暮らす人々、訪れる人々に対し、癒しを与える美しい景観を提供することは大切なことのひとつです。

このため、尾鷲生活創造圏の自然環境と風景を損なうことのないよう、その特性を醸し出す広告景観を創出するため、屋外広告物について、形状、色彩等の規制及び指導等を行うものです。

(2) 基本的事項

ア 屋外広告物は、景勝地の雰囲気を阻害するものでないこと。

イ 屋外広告物の大きさは、必要な範囲において最小であること。

ウ 屋外広告物の色彩及びデザインは、それぞれの地域性を尊重したものとすること。

4 屋外広告物沿道景観地区掲出基準の概要

(1) 景観風致維持基準

この基準は、条例第8条の2第3項第1号の規定により定め、次のものについては、同条例施行規則（昭和41年三重県規則第59号）別表の許可基準にかかわらず、以下の基準を適用します。

ア 禁止地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の5分の1以下

(イ) 屋上広告 一面の表示面積は、15平方メートル以下

高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ5メートル以下

(ウ) 広告板 表示面積は、一面につき10平方メートル以下

(エ) 広告塔 表示面積は、一面につき5平方メートル以下

(オ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下

(カ) 広告旗 禁止（条例第6条第3項第1号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。）

イ 許可地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の3分の1以下

(イ) 屋上広告 一面の表示面積は、25平方メートル以下

高さは、設置する場所までの高さの2分の1以下かつ10メートル以下

(ウ) 広告板 表示面積は、一面につき25平方メートル以下

(エ) 広告塔 表示面積は、一面につき12.5平方メートル以下

(オ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下

(カ) 広告旗 禁止（条例第6条第3項第1号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。）

ウ 許可地域の一般広告物

(ア) 壁面広告 表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

表示内容は、施設名、距離を表す表現及び矢印等の行き先を示す表現に限ります。

地は緑色、文字等は白色に限ります。

(イ) 突出広告 同上

(ウ) 屋上広告 同上

(エ) 広告板 同上

ただし、道路管理者の許可を受けて、道路上に道路標識の様式に準じ設置されたものはこの限りではありません。

(オ) 広告塔 同上

(カ) サイン・ポール 同上

(キ) 広告旗 禁止

エ 禁止地域の管理広告

表示面積は、一面につき3平方メートル以下

広告旗の使用は認めません。（条例第6条第3項第2号に掲げる広告物から、広告旗は除くこととします。）

(2) 景観形成指導基準

この基準は、条例第8条の2第3項第2号の規定により定めるもので、条例第8条の3第4項により尊重しなければなりません。

ア 広告物の共通基準

(ア) 野立広告物の周辺には、つつじ、さつき等低花木の植栽を施すこと。

(イ) 広告面の色彩は、無彩色及び3色程度とし、補色を極力避けること。

(ウ) 広告物表示面に、地場製品の素材等をできる限り使用すること。

(エ) 識別性の高い色彩を使用する場合は、明度及び彩度を下げること。

イ 禁止地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の10分の1以下

(イ) 屋上広告 一面の表示面積は、10平方メートル以下

高さは、設置する場所までの高さの4分の1以下かつ5メートル以下

(ウ) 広告板 表示面積は、一面につき5平方メートル以下

(エ) 広告塔 表示面積は、一面につき2.5平方メートル以下

(オ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

ウ 許可地域の自家用広告物

(ア) 壁面広告 表示面積は、同一壁面面積の5分の1以下

(イ) 屋上広告 一面の表示面積は、20平方メートル以下

高さは、設置する場所までの高さの3分の1以下かつ10メートル以下

(ウ) 広告板 表示面積は、一面につき10平方メートル以下

(エ) 広告塔 表示面積は、一面につき5平方メートル以下

(オ) サイン・ポール 表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

エ 禁止地域の管理広告

表示面積は、一面につき1.5平方メートル以下

オ 国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体による公共的目的広告物
景観形成指導基準または景観風致維持基準に準ずること。

附 則

この告示は、平成13年6月21日から施行する。

前 文（抄）（平成18年3月28日三重県告示第278号）
公表の日から施行します。

前 文（抄）（平成19年1月9日三重県告示第16号）
公表の日から施行します。